

平成28年11月25日

## 第93回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

## 第93回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成28年11月14日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第16号  
会議年月日 平成28年11月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

### 会議に出席した職員

事務局長 河野 和 浩

事務局次長兼  
農業振興係長 宮 田 秀 一

農地係長 千 葉 芳 治

本日の案件 第93回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午前9時30分

議 長	<p>【開会】 【会議成立宣言】</p> <p>本日の出席委員は、28名であります。定足数に達しておりますので直ちに第93回遠野市農業委員会総会の開会を宣言します。22番 新田佐悦委員は精密検査のため病院受診とのこと、そして11番 菊池妙子委員はご主人の急病ということ、18番 阿部正嗣委員は親類のご不幸ということで欠席する旨の届出がありましたので、これを了承しましたのでご報告致します。</p>
議 長	<p>【会長報告】</p> <p>続いて会長として出席を致しました会議等についてご報告を致します。10月26日と11月10日が岩手県農業委員会大会の運営委員会で、打ち合わせということで会議が盛岡市でありましたので盛岡に出張しております。11月11日が岩手県農業会議の常設審議委員会が盛岡で開催され、出席をしております。11月14日は、改正農業委員会法に伴う副市長との協議ということで、宮守総合支所でお会いしました。この改正農業委員会法は、30年3月1日をもって農業委員の職を全うするわけでありますが、新たに2日からの農業委員はご存じのように選挙と農協・改良区・共済・議会からの推薦委員はなくなり、地域からの推薦、又は一般公募等によって選ばれた農業委員で新しい委員会活動が始まるということでもあります。この中には、半数以上は認定農業者が占めなければならず、また1名以上は全く農業と関係のない方も含まれなければなりません。そして女性・青年農業委員をどうするか。今後、市長が選任をして議会の同意ということで農業委員になるわけですから、市長の専権事項に介入をすることは差し控えるべきということで「如何したらいいのか」ということで、副市長と協議をしたところであります。副市長は、「条例の改正、そして推薦になった時どうするか」「農業者以外の選定についてどうしたらいいのか」「女性・青年農業委員、これについては精通している今まで活躍なされてきた農業委員会で素案をつくって進めるべきでしょう。最終的には市長の決裁ということになります、その素案は農業委員会サイドにお願いをするべきではないのか」、ということが副市長とは意見が一致したところであります。全国的にも、そういう事例で進めているようであります。ただし、副市長との協議はこのとおりでありますが、最終的には市長との事務レベルでの協議ということで決まるわけであります。これは来週中に市長と協議されるというように聞いているところです。さらには、農林関係の事務事業の遅延というのが感じられますので、そういうお話をさせていただきましたところ、副市長も何となく感じているということでありました。他団体とはいえ、市当局と連携をして遠野の農業振興を図っていかねばなりませんので、農業委員の私たちを最大限に活用されてくださいということのお話をして帰ってきたところであります。11月20日が平成28年度新町農家組合収穫感謝祭にご案内があり出席をさせていただきました。2年目になりますが、大変手が込んだ、そして地域の方々から子供まで一体となってこの感謝祭をやられていたということで、感激をしたところであります。去年、新町地区に行って感激し私たち達曾部の中斉も始めたところでありますが、この感謝祭はどこに行ってもいいなというように思ったところです。以上、私の出席をした事務事業について報告をさせていただきました。</p>
議 長 事務局長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>続いて今月の農業委員会事務事業の経過については、事務局長に説明を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>それでは、お手元に遠野市農業委員会事務事業経過報告書を配布してございますが、これに基づきながらご報告を致します。まず、10月27日から28日、一泊二日にかけて秋田県に遠野市農業委員会県外研修ということで、委員さん出席のもと研修視察を行ったところです。内容につきましては、1日目は男鹿市農業委員会において農地転用等について研修をしたところです。翌日は秋田県でも先進的に大きく集落営農をやっております農事組合法人たねっこにお邪魔を致しまして、その活動状況等を視察したところです。11月1日から2日にかけて、山形県に岩手県都市農業委員会会長会先進地視</p>

察研修会ということで会長と私とで一泊二日で行ってまいりました。初日は山形県庁を訪れ「山形県のブレンド米の推進について」を研修したところです。二日目につきましては、山形県で米を中心に集落営農している組合法人を訪れ視察を行ったところです。11月3日ですが、市制施行11周年記念式典があり委員さん方にご出席をしていただきました。11月10日は、平成28年度岩手県農業委員会大会が盛岡市キャラホールで開催されましたが、これも委員さん方に出席をしていただいているところです。11月13日、農事組合法人こがらせ農産収穫祭が開催されましたが、似田貝委員に出席をしていただきました。11月15日・16日が農地転用等現地確認調査日で、調査を行なってまいりました。本日、総会の議案として上程をしている事項でございます。そして本日が第93回の総会ですし、総会終了後には平成28年度上閉伊地方農業委員研修会ということで、釜石市に出向く予定です。明日以降の主な行事予定ですが、11月30日平成28年度農業者年金加入推進セミナー及び本県選出国會議員との要請活動及び懇談会ということで、30日は東京都でこのような予定で、12月1日には平成28年度全国農業委員会会長代表者集会ということで30日から12月1日にかけて一泊二日で東京都に要請活動及び集会等で会長が出席して参ります。そして12月7日から8日でございますが平成28年度市町村農業委員会会長職務代理者・部会長等研修会が開催される予定で、今のところは会長職務代理者が出席をする予定です。12月12日は農地法等の申請締切日ですし、同じく同日は岩手県農業会議常設審議委員会が盛岡市で開催されます。そして農地転用等現地確認調査日は16日に予定をしています。ただし案件が多く出てきた場合は、15・16日というような想定をしていますので、よろしくお願ひします。そして第94回の総会は22日でございますが、この日は午後に総会を行い、総会終了後に先般市制施行11周年記念式典及び岩手県農業委員会大会等で表彰を受けられました委員さん方の祝賀会ということで、開催される予定です。そしてこの祝賀会は農業委員さんの忘年会も兼ねまして開催をさせていただきたいと思ひますので、是非ご予約を立てていただければと思ひます。よろしくお願ひ致します。行事予定の中には入れていませんが、市議会12月定例会が12月2日開会です。そして5日・6日が一般質問ということで、その一般質問の内容については通告締切が28日来週の月曜日ということになりますので、会長あてに一般質問が出るかどうかというのは来週の月曜日夕方4時以降までということですので、市議会日程は2日から9日までの一週間ということになりますので、本会議には会長が出席をするということになります。以上、経過報告とさせていただきます。

【専決処分等の報告】

議長 はい。次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分致しましたので、その内容を事務局長から報告致します。

事務局長 はい、議長。それでは報告第1号についてご説明致します。議案書1ページです。議案書1ページは農地法第3条の3第1項の規定に基づき相続等によって権利を取得された4名の方からの届出でございます。本案件につきましては遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により、平成28年11月9日に専決処分を致しまして、届出者に受理通知書を交付致しましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。

議長 ただ今、事務局長から報告をした案件についてご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。

次に、報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局その内容を報告願ひます。

農地係長 はい、議長。2ページです。報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告

		<p>するものでございます。</p> <p>借人、●●町、●●●●。貸人、●●●●。3筆、8,506平方メートル。農業経営基盤強化促進法の利用権の全部解約です。なお、関連と致しまして議案第49号6番で●●●●さんの息子さんが認定新規就農者として引き続き耕作する計画で農業経営基盤強化促進法の利用権設定の申請がなされております。以上、報告と致します。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局から報告ありましたことについて、質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。</p> <p>次に、報告第3号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」事務局その内容を報告願います。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。3ページです。報告第3号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」です。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものでございます。</p> <p>届出者、●●町、●●●●。土地の所在地、●●町、1筆、1,078平方メートルの内24平方メートル。届出内容は、農業用施設・農業用機械置場を設置するものでございます。以上、報告致します。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局から報告ありましたことについて、質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。</p> <p>次に、議案審議に先立ちまして、議事参与に関する注意事項を申し上げます。自己または同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、該当委員はその議事に参与できませんので、審議時には退席を願うこととなりますので予めご了承をお願い致します。</p>
議	長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1についてお諮り致します。議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に14番 千葉勝義委員、15番 佐々木幸悦委員、会議書記には事務局 宮田秀一次長を指名致します。</p>
議	長	<p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。4ページです。第93回遠野市農業委員会総会提出議案総括表です。(提出議案総括表(農地法等関係)を説明) 法第3条、今月計21件、224,578平方メートル。利用集積、今月計6件、30,285平方メートル。法第4条、今月計1件、293平方メートル。5ページです。法第5条、今月計4件、2,050平方メートル。適用外、今月計2件、2,110平方メートル。法第18条第6項、今月計1件、8,506平方メートル。以上でございます。</p>
議	長	<p><b>【日程第2】</b></p> <p>日程第2、議案第47号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>

農地係長	<p>はい。議長。6ページです。議案第47号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものです。説明につきましては、番号、土地の所在地、面積、借受人、貸渡人、借受理由、貸渡理由の順番に読み上げます。なお、農業者年金受給に伴う親子間の再設定につきましては、説明を省略させていただきます。</p> <p>3番、●●町、2筆、2,571平方メートル。●●●●町 ●●●●。●●● ●●●●●。規模拡大のため借り受ける。遠隔で耕作不便のため貸し付けるものです。使用貸借です。ほかの1番、2番、4番から10番は農業者年金受給に伴う親子間の再設定です。</p> <p>以上10件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して担当委員から現地確認調査の結果等の説明をお願いします。●●町地区担当委員、お願いします。</p>
28番委員	<p>はい、議長。28番 白岩です。3番の案件でございます。15日に農業委員3名、事務局2名で確認をしてまいりました。場所は●●町の●●の端のほうの集落の場所ですが、この●●さんというのは2・3年前も●●●●の下の方で、ハウスを借りて野菜作りをしている人です。この方が野菜を作るために借り受けるということで、何ら問題が無いというように確認をしてまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果等説明が終了致しましたので早速、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第47号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p><b>【日程第3】</b>      続きまして、日程第3、議案第48号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。8ページです。議案第48号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」です。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものです。説明につきましては、番号、土地の所在地、面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由の順番に読み上げてまいります。</p> <p>1番、●●町、10筆、17,590平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。父から譲り受ける。後継者（子）へ譲り渡すものです。生前贈与です。</p> <p>2番、●●町、1筆、1,683平方メートル。●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。規模拡大のために買い受ける。相手方の要請により売り渡すものです。売買です。</p> <p>3番、●●町、2筆、1,871平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。父から譲り受ける。後継者（子）へ譲り渡すものです。生前贈与です。</p> <p>4番、●●町、4筆、7,038平方メートル。●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。相手方の要請により譲り受ける。労力不足のため譲り渡すものです。贈与です。</p> <p>5番、●●町、1筆、1,967平方メートル。●●町 ●●●●。●●●●町 ●●●●●。相手方の要請により譲り受ける。労力不足のため譲り渡すものです。贈与です。9</p>

	<p>ページです。</p> <p>6番、●●町、14筆、26,029平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。父から譲り受ける。後継者（子）へ譲り渡すものです。生前贈与です。</p> <p>7番、●●町、1筆、445平方メートル。●●町、●●●●。同所 ●●●●。父から譲り受ける。後継者（子）へ譲り渡すものです。生前贈与です。</p> <p>8番、●●町、3筆、3,205平方メートル。●●●●町 ●●●●。同所 ●●●●。祖母から譲り受ける。後継者（孫）へ譲り渡す。生前贈与です。</p> <p>9番、●●町、3筆、5,973平方メートル。●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。相手方の要請により買い受ける。労力不足のため売り渡すものです。売買です。</p> <p>10番、●●町、7筆、3,285平方メートル。●●町 ●●●●。●●市 ●●●●。新規就農のため買い受ける。遠隔で耕作不便のため売り渡すものです。売買です。</p> <p>11番、●●町、2筆、6,131平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。父から譲り受ける。後継者（子）へ譲り渡すものです。生前贈与です。</p> <p>以上11件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果等の説明をお願い致します。最初に●●地区担当委員お願いします。</p>
28番委員	<p>はい、議長。28番 白岩です。2番の案件ですが、15日確認を致しました。これは相手側の要請により売り渡すということで、両方で話し合いをして決定になったものです。何ら地域には関係が無く、場所である●●町●●の部落では何ら問題は無かったということを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>続いて、●●地区担当委員、お願いします。</p>
27番委員	<p>はい、議長。27番 古屋敷です。15日に地区農業委員4名、事務局2名でもって現地を確認してまいりました。4番・5番についてご説明したいと思います。●●●●さんは4・5年前から体調を崩して、今まで●●●●さん或いは●●●●さんが管理してまいりました。今回そのような状況下の中、どうしてもやれないということで、こういう形で贈与ということになったようです。この方々は親戚関係であります。場所的には●●●●地区の整備された場所として、4・5年前から耕起したり牧草をやったりして作付けはきちんと管理されているなど感じてきました。以上であります。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>続いて、●●地区担当委員、お願いします。</p>
7番委員	<p>はい、議長。7番 佐々木です。9番についてご報告を致します。現在一人暮らしの譲渡人と譲受人は隣同士で、これまでも譲渡人の農地を借りて耕作をしています。今回、譲渡人は後継者がいないことにより売買を願い出たところ、譲受人との契約が成立しました。譲受人の息子さんは来春、●●●●を卒業し、そのまま●●町で2・3年の研修を経て実家で就農するという計画が予定されています。農業にとっても意欲を持っており今回の農地取得に関しては何ら問題が無いと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、続いて●●地区担当委員、お願いします。</p>
10番委員	<p>はい、議長。10番目でございます。15日、地元農業委員5名と事務局2名で現地確認をしてきました。現状は、●●さんは学校を卒業と同時に●●の方に居住致しまして、実家の方にはいないという報告がありました。3年前に母親が、10年以上前には父親が亡くなっており、空き家になっておりましたし、農地は近所の方がお借りして作っておりました。場所は●●●●のそばにある橋の袂になります。前々から自分に対して、欲しい人に譲りたいという話を持ちかけられていたようですが、いざ買うとなると高額であり、なかなか買えないというのが現状のようでした。今回、買う人は●●町に住んで</p>

	<p>いる菊池さんで、現状はよく知っているということのようです。●●さんの方も値段的には折り合いがついたということで、第3条で売却というようになっています。いずれ問題等はないと見てきました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。以上で現地確認調査の結果等説明が終了致しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
24番委員	<p>はい、議長。24番です。確認をさせていただきますが、2番の●●●●さんというように読んだ気がしましたが、●●ではなかったかと。そこを確認させていただきます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。申し訳ありません。●●●●さんの間違いでございました。訂正致します。</p>
議 長	<p>ただ今、質問がありました「●●●●さん」というように記載されておりますけれども、「●●さん」ではないかという質問でございました。</p>
24番委員	<p>逆です。●●と説明したから、●●ではないかと。</p>
議 長	<p>●●●●と呼びあげたようですが、●●と今記載されているのが正しいということですので。その他ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第48号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【日程第4】</b>  日程第4、議案第49号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>はい。議長。議案第49号、「農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。今回、上程件数は6件でございますが、説明につきましては新規案件のみと致しまして、番号・利用権の設定を受ける者・利用権を設定する者・利用権を設定する土地・契約期間等の順番に読み上げて説明をさせていただきます。</p> <p>1番です。●●●● ●●●●。●●●●。●●町●●●●、面積は7,946平方メートル。契約期間は10年です。権利の種類は使用貸借権となっております。</p> <p>3番、●●●● ●●●●。●●●●。●●町●●●●、外1筆、合計面積は3,212平方メートルです。契約期間10年。賃貸借権となっております。</p> <p>6番です。●●●●。●●●●。●●町●●●●、外2筆、合計面積は8,506平方メートルとなっております。契約期間10年。賃貸借権となっております。以上、よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>質疑に入る前に、ただ今、奥友康悦委員には緊急の用事の連絡が入り、中座ということで許可致しましたのでご報告致します。</p> <p>それでは説明が終了致しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第49号は、原案のとおり</p>



		り「可」とすることにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は、原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第5】
議 長		続いて、日程第5、議案第50号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。
事務局次長		はい。議長。議案第50号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」をご説明致します。本2件につきましては、先ほどの第49号の議案に関する部分です。農地中間管理機構の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づいて、計画の作成について意見を求めるものです。説明は、整理番号・権利の設定を受ける者・権利の種類・契約期間・合計筆数・面積という順番で読み上げて行きます。
		1番、●●●●。使用貸借権設定。契約期間は10年です。配分計画筆数は1筆。面積は7,946平方メートルです。
		2番、●●●●。賃貸借権の設定でございます。契約期間は10年。配分計画合計筆数は2筆で面積3,238平方メートルとなっています。以上、2件ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長		説明が終了致しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は、原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第6】
議 長		続いて、日程第6、議案第51号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。
農地係長		はい、議長。13ページです。議案第51号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」です。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。
		本案件は一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は居宅の老築化に伴い新たに住宅を建築するものであり、現在の居宅に隣接している自己所有地に建築することにより予算内で施行できることから当申請地を適地としたものであり、本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため、例外的に許可できるものです。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり。金融機関の残高証明書の確認をしており資金の確保は確実であると判断されます。以上、本案件につきましては農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願い致します。
議 長		ただ今、事務局から説明なされましたことについて担当委員からの現地確認調査の結果等の説明をお願い致します。●●地区担当委員お願いします。
28番委員		はい、議長。28番 白岩です。15日に農業委員3名、事務局2名で確認をしてまいり

		<p>ました。場所は●●町の●●で●●●●●に行く途中の集落にある住宅です。今住んでいる住宅が古くなったのですぐ裏に新たに建て、完成の際には古い住宅を壊すという計画のようです。何ら地域には問題があるような場所ではありません。よろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果等説明が終了しましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしの声がございませぬ。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第51号は、原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第7】</p> <p>続いて日程第7、議案第52号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農地係	長	<p>はい。議長。14ページです。議案第52号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」です。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、2番、4番は携帯電話無線基地局建設工事に係る仮設作業場を目的とするその他の施設用地として転用しようとするものです。1番の申請地は農用地、2番の申請地は10ヘクタール以上の農地である第1種農地、4番の申請地は、農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。本案件は携帯電話不感地区解消のため基地局建設事業計画地に隣接している当申請地を適地として仮設作業場として利用するものであり、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>3番は、建築用資材置場の整備を目的とするその他の施設用地として転用しようとするものです。申請地は農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。本案件は山林の一部を借用し、自営の建築資材置場として利用してございましたけれども、山林所有者が亡くなり相続者との契約が整わなかったため、新たに整備をして資材を移転しようとするものです。当申請地は、既存の資材置場、市道に接しているため利便が良く適地としたものであり、第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等で代替性が無い場合には許可できるものです。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。以上4件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>議長からですが、3番の案件第2種農地は、第1種農地・第3種農地に該当しないため第2種農地と判断したということですか。</p>
農地係	長	<p>はい。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連致しまして、担当委員から現地確認調査結果等の説明を求めます。最初に●●地区担当委員お願いします。</p>
4番委員		<p>はい、議長。4番 佐々木です。15日に地元農業委員2名と事務局2名で現地を確認致しました。場所は●●の●●●●●から●●●●●に越える●●●●●を下ってきた大きい交差</p>

	<p>点の一角にあります。一時転用ということで何ら問題が無いと確認を致しました。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは続いて●●地区担当委員お願い致します。</p>
27番委員	<p>はい、議長。27番 古屋敷です。2番・3番についてご説明したいと思います。15日に地区農業委員4名、事務局2名で確認をまいりました。2番の案件ですが、これは●●●●さんのうちの近くの場所になります。何ら周りに対しても影響が無いということの確認をまいりました。それから3番については、場所的には●●●●の入口の休耕されている田んぼでした。すっかり管理されていましたし、山沿いです。ほ場整備以外の所でしたので周りには影響無いだろうということを確認をまいりました。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>続いて●●地区担当委員お願い致します。</p>
22番委員	<p>はい、議長。22番 佐藤芳夫です。当日は多田委員と私、事務局から2名の4名で現地確認をしました。●●●●のそばで●●●●と●●●●が2件建っておりまして、そのそばでございまして何ら支障が無いと判断致しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
14番委員	<p>はい、議長。公表できるかどうかの確認なのですが、3番の案件の売買金額は公表できるのですか。</p>
議長	<p>今の質問は3番の案件、売買というようになっておりますけれども、売買金額が資料にあると思いますが、これについての質問です。</p>
農地係長	<p>はい、議長。お答え致します。売買土地の売買金額につきましては、30万円ということでございます。以上です。</p>
議長	<p>千葉委員、よろしいでしょうか。</p>
14番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>その他ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>なしの声がございます。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第52号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第8】</p> <p>日程第8、議案第53号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。15ページです。議案第53号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について。農地法施行規則第30条第1項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものです。</p>

	<p>申請人、●●●●、●●●●。承認を受けようとする土地の表示等、2,264平方メートル。事業計画変更内容につきましては、植林事業にあたり既存のリンゴの樹を伐採する必要があり、期間内に終了することができないので事業期間を平成30年10月まで延長しようとするものです。以上ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、説明が終了しました。さっそく質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>なしという声がございます。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第53号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第53号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第9】</p> <p>続いて、日程第9、議案第54号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。16ページです。議案第54号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、土地の所在地、●●町3筆、1,526平方メートル、申請人、●●町、●●●●、利用の状況及び手続きを怠っていた理由等は、亡父がカラマツを植林し現在に至る。また、亡父が平成3年に物置及び鶏舎を建築し現在に至る。相続で取得したため農地の認識がなかったものです。</p> <p>2番、土地の所在地、●●町、1筆、584平方メートル、申請人、●●町、●●●●、利用の状況及び手続きを怠っていた理由等は、昭和54年に住宅を建築し現在に至るもので、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったものです。1番は後継者への生前贈与で資産を確認した際に判明したものです。2番は資産の整理確認の際に判明したものです。以上2件審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果等説明を求めます。最初に●●地区担当委員お願いします。</p>
4番委員	<p>はい、議長。4番、佐々木です。15日に地元委員2名と事務局2名で現地確認いたしました。場所は●●地区です。まず上の部分の現状は山林とのことで、●●地区の●●●●のすぐ隣にあり、現地を確認しましたがカラマツが40年以上経っているような山林と確認いたしました。すぐそばに宅地がありその宅地も確認いたしました。事務局の説明通り鶏舎や物置等が建っており宅地と確認いたしました。審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>続いて●●地区担当委員お願いします。</p>
16番委員	<p>はい、議長。16番、菊池由雄です。16日に職員2名農業委員2名で現地を確認いたしました。場所は●●●●でございます。事務所の敷地でございますから全面舗装されており、その一部分に建物が建設されているのを確認いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

議 長	議長から確認させていただきたいのですが、1番の案件、相続の発生日日について教えてください。
農地係長	お答えいたします。平成12年2月に相続により取得しております。その後28年度の農業委員会総会に生前贈与の案件が出てきた際にこちらが判明したものでございます。
議 長	はい、もう一度確認。登記事務においてこれが判明したということですね。
農地係長	はい。判明した原因につきましては、28年度4月の総会で生前贈与の案件が上がってきた際に資料を確認して判明したものです。
議 長	資料で判明したということではなく、登記されるときに現地確認調査をして農地以外になっているということが分かったということですか。それとも、農業委員会事務局のほうで、これは農地以外ですよということを指導したということですか。
農地係長	農業委員会事務局のほうで指導したものです。
議 長	了解しました。もう1点、2番について確認させてください。この住宅は54年に住宅を建設したということですか。母屋ですか。
農地係長	申請していました畑の一部で、母屋の土地に集会所という名前ですが会社の打ち合わせ等で使用するために建てた建物であり、その一部が事案の農地のほうに建築されていたものです。
議 長	畑が584平方メートルということは一筆丸々ということですか。
農地係長	はい、一筆でございます。
議 長	了解しました。それでは、それ以外に質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第10】 続いて、日程第10、議案第55号、「非農地証明願の承認について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。
事務局次長	議案第55号です。非農地証明願の承認について、を説明させていただきます。これにつきましては、平成28年の農地パトロールにおいて、委員の皆様から7月下旬から8月上旬にかけて行っていただいた利用状況調査で判明した利用荒廃農地（B分類）につきまして、28年11月に非農地判断する旨の通知を個々にいたしましたところ、土地所有者から非農地証明願が提出されたので、農地法第2条第1項の農地に該当しない農地（非農地）である承認を求めるものです。番号、土地の所在地、面積、願出者の順に読み上げてご説明いたします。 1番、●●町●●●●●、畑、1,170平方メートル、●●町 ●●●●●。 2番、●●町●●●●●、畑、4,067平方メートル、●●町 ●●●●●。 3番、●●町●●●●●、畑、527平方メートル、●●県●●●●●市 ●●●●●。

	<p>4番、●●町●●●●●、田、897平方メートル、●●町 ●●●●●。</p> <p>5番、●●町●●●●●、畑、3,590平方メートル、●●町 ●●●●●。</p> <p>6番、●●町●●●●●、畑、2,595平方メートル、●●町 ●●●●●。</p> <p>7番、●●町●●●●●、畑、1,236平方メートル、●●町 ●●●●●。</p> <p>8番、●●町●●●●●、畑、3,813平方メートル、●●町 ●●●●●。</p> <p>9番、●●町●●●●●、田、875平方メートル、●●町 ●●●●●。</p> <p>10番、●●町●●●●●、畑、2,187平方メートル他一筆、合計面積4,678平方メートル、●●市 ●●●●●。</p> <p>11番、●●町●●●●●、畑、2,842平方メートル、●●市 ●●●●●。</p> <p>12番、●●町●●●●●、畑、2,747平方メートル、●●町 ●●●●●。</p> <p>13番、●●●●町●●●●●、畑、215平方メートル他2筆、合計面積1,344平方メートル、●●町 ●●●●●。</p> <p>14番、●●町●●●●●、畑、946平方メートル、●●町 ●●●●●。</p> <p>15番、●●町●●●●●、畑、611平方メートル、●●町 ●●●●●。</p> <p>16番、●●町●●●●●、畑、1,175平方メートル、●●町 ●●●●●、となっています。</p> <p>利用状況につきましては、全て山林原野で確認されているところでございます。今月分の合計受付面積33,113平方メートルとなっています。今月以降の受付については、次回の総会場で提出させていただきたいと思っております。議案の説明部分の文章のところで、平成28年度の農地パトロール利用意向調査で表示になっているものがございますが、利用状況調査の誤りでございましたので訂正させていただきたいと思っております。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案書に記載されています「平成28年度農地パトロール利用意向調査で判明した」と記載されておりますが、「意向」を「状況」と訂正をお願いします。説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
29番委員	<p>29番、菊池です。もしお分かりでしたら、荒廃農地の件数と今回19筆が非農地判定ということですが、後どのくらい残っているのか、もしお分かりでしたらお知らせをいただきたいのですが。</p>
議 長	<p>ただいまの質問は、農地パトロールで非農地だと農業委員の調査によって件数が分かったと思っております。その件数の活用が分かればその19筆を引けば残りいくらと分かってきますが。</p>
事務局次長	<p>今回、非農地通知をお出した件数につきましては、77件77名で116筆というようになっています。今回受付したこの16件で残り61件の方々の受付がまだ残っているということです。10日の締め切りということで今回調整させていただきましたが、非農地の通知に対する申請につきましては随時受け付けています。受け付けたものにつきましては、先ほども申し上げたとおり、12月の第94回総会の際に状況を説明させていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>菊池委員、よろしいでしょうか。その他ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑終結いたします。お諮りいたします。議案第55号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	参考まで、A判定の調査は何件になっていますか。分かったら。
事務局次長	A判定の結果資料は持ってきておりませんが、それについては10月下旬に通知はお出ししております。
議 長	これは議案と関係ないことを話しましたが、追ってこの情報は委員の皆様提供したいと考えております。
議 長	【その他】 それではその他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
	それでは事務局から。
事務局 長	事務遅延について、私のほうからお詫びと説明をさせていただきます。これにつきましては、昨年、農業者年金の関係で事務遅延があったわけですが、今回も同様な形でございます。事務の遅延につきましては、担当者からの事務処理内容を見落としとしていたわけで反省がございます。何度も農業者年金の遅延の問題につきましては、今後このようなことがないようにとお話を申し上げてきたわけですが、今回あつせん事業に対する未登記の事務遅延が発覚いたし、先ほどもお話がありました通り今後このようなことがないように再度事務処理体制を再確認、見直しをしながら、今後はこのようなことがないようにしたいと思います。大変委員の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。かつ今後の農業委員会の事務処理体制につきましては全職員遅延がないように進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。今回の件に対しては私も反省しております。皆さんに謝罪したいと思います。大変申し訳ございませんでした。
議 長	その他に、事務連絡等ありませんか。
事務局次長	はい、議長。私のほうから連絡をさせていただきます。お配りしています封筒の中に岩手県農業会議から海外視察の参加を募る文書を配布させていただいております。3回目となります農業視察団への参加ということで、本年度はインドネシア、シンガポールの東南アジア方面へ視察で出向くということです。期日は来年の2月4日から11日の8日間です。参加経費が1人248,000円ということになっています。募集人員は30名ということです。応募締切りが短いですが皆様ぜひご参加されたいという方については、12月2日までに事務局のほうに申し出をいただきたいと思います。 もう1つですが、農作業もひと段落した時期だと思います。以前に皆様のほうで決定をいただきました家族経営協定につきまして、一人一協定ということで決めさせていただいたところでございますのでよろしくお願い致します。なお、何回ものお願いで申し訳ございませんが、まだ未締結の委員さんにつきましては、ご自身の締結については是非よろしくお願い致します。何とか今年中にこちらの締結のほうを進めていただくようお願い致します。 最後に3点目です。本日午後の上閉伊農業委員研修会につきましては、この後11時半にとびあ庁舎前をバスで出発したいと思います。若干時間はございますが、11時半出発ということで皆様方にはご準備方よろしくお願い致します。本日の出席予定は、似田貝委員、佐々木義弘委員、萩野委員、佐々木恵美子委員、阿部儀信委員、奥友委員、鬼原委員、佐々木幸悦委員、菊池由雄委員、北湯口委員、小向委員、佐藤委員、田中委員、古屋敷委員、白岩委員、菊池康祝委員、佐々木職務代理者、そして佐々木会長ということになっていますので、よろしくお願い致します。以上です。
議 長	事務局からの連絡ありましたが、次長からの話のとおり、家族経営協定は農業委員になられた場合には推進する役割であり、必ず家族経営協定を締結するという申し合わせ

17番委員 議長	<p>になっております。ぜひよろしくお願ひしたいところですが、北湯口家族経営協定推進アドバイザー議長からお話がありましたらお願ひします。</p> <p>今話された通りですから、特にございませぬ。よろしくお願ひします。</p> <p>というところ、まだ締結なされてない委員には、ぜひよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上をもつて、第93回遠野市農業委員会総会を閉会致します。大変ご苦勞様でございました。</p> <p>午前11時03分 閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成29年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>
-------------	---